

第1節 市民への情報発信と市民ニーズへの対応を図る

■現状と課題（前期基本計画までの成果を踏まえて）

市民に開かれた市政を推進していくためには、市政情報をきめ細かに提供するとともに、計画策定段階から市民参画の機会を設けることにより、市民と行政の信頼関係を築いていくことが求められています。

また、近年の情報通信技術の発展は著しく、インターネット、携帯情報端末の急激な普及や地上デジタル放送の開始は、市民生活に大きな影響を与えており、市民参画の仕組みづくりを進めていく上でも、こうした情報通信技術の積極的な活用が期待されています。

本市においても、市民が市政の現状と課題を正しく理解できるよう、広報紙やホームページ、FM、TVなどの各種広報メディアを効果的に活用し、市政情報をタイムリーに提供するとともに、市政懇談会、出前講座、市長ほっとサロンを実施するなど、市民の市政に関する意見や要望を積極的に把握し、市政に反映してきました。

さらに、パブリックコメント^{*}の実施により、計画づくりへの市民の参画機会の一層の充実や多様な市民の意見・要望などの政策決定への反映にも努めています。

今後は、情報の提供に加えて、市民と情報の共有ができる場づくりや仕組みづくりを進めることにより、市民と行政の協働による市政運営の更なる推進が求められています。

■基本方針

- 市政について市民理解を深めるため、広報紙や多様な情報技術を活用した広報活動を進めることにより、市政に関する情報提供の一層の推進をめざします。
- 市民の多様なニーズやさまざまな地域課題を的確に把握し市政に反映させるため、市民からの意見、要望などの広聴活動の充実をめざします。

■まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	めざすべき目標
			(平成22年度)	(平成28年度)	
広聴事業の実施状況	広聴事業回数	回	8	14	↑
	広聴事業参加者数	人	147	400	↑
市ホームページのアクセス件数	トップページの年間アクセス件数	件	385,913	442,000	↑
市からの情報発信・提供に満足している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	62.7	70	100
行政情報資料コーナーの資料数	行政情報資料コーナーの資料数	点	234	284	↑

■主な施策の展開

(1) 情報共有の推進

市民の市政への理解を深めることを目的に、市民に有益な情報の積極的な提供を推進するため、行政情報資料コーナーの閲覧資料の充実などにより、行政情報を公開し、市政の透明性の確保に努めます。

市政にかかわる情報を分かりやすく的確に提供できるよう、広報じょうようなどの広報媒体に加え、インターネットなどのIT（情報技術）※を積極的に活用するとともに、誰でも利用しやすいホームページづくりに努めます。

(2) 多様な媒体を通じての情報提供

市民生活の利便性の向上のため、地上デジタル放送などの媒体を積極的に活用し、地域情報や行政情報などを提供します。また、恒久的に残すべき情報や地域財産の記録保存の充実に努めます。

(3) 市政への市民参画の仕組みづくり

行政と市民が一体となってまちづくりを進めるため、市民の意見が市政運営に反映されるよう、市政懇談会、出前講座、市政だより、市長ほっとサロン、市長ふれあいメール、パブリックコメントなどの充実を図り、行政に対して意見が提案しやすい環境づくりに努めます。

(4) 情報通信基盤を活用した電子自治体の構築

市民の利便性の向上のため、城陽市情報化計画の見直しを進め、行政サービスのノンストップ化※、ワンストップ化※などの電子自治体の構築や、地域イントラネット※などの地域情報基盤を活用し、情報サービスの提供を推進します。

■市民まちづくりワークショップからの提言（平成18年）

市民の役割（例示）

- 行政情報を的確に把握し、地域活動、市民活動に積極的に参加する。
- 地域に役立つ提案や情報発信を主体的に行う。
- 迅速かつ大量に情報を伝達することができるインターネット技術を積極的に活用し、意見・提言を行う。
- 市が企画する市民ワークショップなどの市民意向を把握する場へ積極的に参加する。
- 行政運営について知識と関心を持ち、行政からの様々な情報をもとに市政に参画し、発言（提言）する。

■PR施策

○広報「じょうよう」発行事業

市の施策や方針、市内の出来事、行事等を市民にタイムリーにお知らせし、市政への理解とふるさと意識の高揚を図ることを目的として広報「じょうよう」を発行しています。

情報量の増加と、より見やすい紙面づくりに対応するため、平成24年4月から、従来の月3回発行で1色刷り月14ページから、月2回発行でカラー刷り月16ページへと発行形態を変更し、内容の充実に努めていきます。



【広報じょうよう】

○城陽市パブリック・コメント手続要綱

市政運営における透明性の確保および説明責任の充実を図るとともに、市民等の市政参画への機会を提供し、公平公正で開かれた市政を推進するため、平成21年3月に「城陽市パブリック・コメント手続要綱」を制定しました。

広く市民生活にかかわりのある本市の基本的な計画等の策定過程において、市民の皆さんの意見や提案を求めています。

【用語説明】

- ※パブリックコメント：行政が政策や計画などを立案するにあたり、募集する住民意見そのもので、住民意見を汲み取って政策決定に反映させる機会を持たせる制度。
- ※IT（情報技術）：情報技術。コンピュータ関連の基礎技術から応用技術まで広い範囲の意味として使われている。
- ※ノンストップサービス：インターネットを活用することにより、住民が都合のよい時間にサービスを受けることを可能にするサービスのこと。「時間的にノンストップ」である考え方で使用されている。
- ※ワンストップサービス：複数の行政サービスをひとつの窓口で受けることができる機能のこと。これにより、住民が複数の窓口に出向く手間や労力を削減する効果がある。
- ※地域イントラネット：急速に発展しつつあるインターネットの技術を活用して構築する地域でのネットワーク。